# 令和4年度 再生医療産業化推進事業 (再生医療情報発信事業) 仕様書

事業名称:再生医療産業化推進事業(再生医療情報発信事業)

委託期間:契約締結日から令和5年3月31日

### 1 事業の趣旨・目的

未来医療国際拠点(以下、「拠点」という。)は、医療機関と企業、スタートアップ、支援機関等が一つ屋根の下に集積する他に類を見ない拠点であり、2024年春の開業をめざしている(未来医療推進機構が施設を管理・運営)。京都大学 iPS 細胞研究財団(以下、「iPS 財団」という。)は、同拠点に入居し、「my iPS プロジェクト」での 2025年からの細胞提供をめざすこととしている。

一方、2025年には、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとして、大阪・関西万博(以下、「万博」という。)が開催される。

このような背景を踏まえ、大阪府は、企業や研究者、広く一般市民等に再生医療の現状や将来の可能 性等について知ってもらうことにより、社会の関心を高め、未来の医療に期待を持ってもらうとともに、 万博開催の機運醸成につなげていくことをめざす。

本事業では、再生医療等に関する社会の理解促進により、以下を例とした意識変容や行動変容を図っていく。

- ・一般市民に、再生医療等の実用化に向けた進展や将来の可能性等について知ってもらい、それを周 りの人に伝え、正しい理解の輪を広げてもらうこと
- ・患者・家族に、再生医療による新たな治療の可能性等について知ってもらい、難治性疾患の克服な ど未来の医療に期待を持ってもらうこと
- ・次世代を担うこども達に未来の医療やいのちの大切さ等を知ってもらい、医療や科学の分野に関心 を持つきっかけとなること
- ・報道関係機関に大阪・関西の再生医療の現状や課題、企業等が取組む再生医療等の最先端の技術等 を知ってもらい、その実情等を広く正しく社会に伝えてもらうこと
- ・企業や研究機関に、大阪・関西の企業等が取組む再生医療等の最先端の技術等を知ってもらい、新たな事業連携や再生医療分野への参入の可能性を見出してもらうこと

本事業の実施にあたっては、万博のインパクトや拠点の特色を最大限に活かし、双方向のコミュニケーションも含めた情報発信(以下、「情報発信等」という。)のあり方について検討を行う。

### 2 委託業務の内容

本事業の趣旨・目的を踏まえ、万博や「my iPS プロジェクト」をインパクトに、拠点を最大限活用し、関係機関等(未来医療推進機構、iPS 財団、日本再生医療学会、2025 年日本国際博覧会協会等(以下、「関係機関等」という。))と連携して大阪・関西の再生医療等のポテンシャルを広く発信するため、次の(1)~(3)について情報発信等のあり方の検討を行い、包括的な計画を策定する。

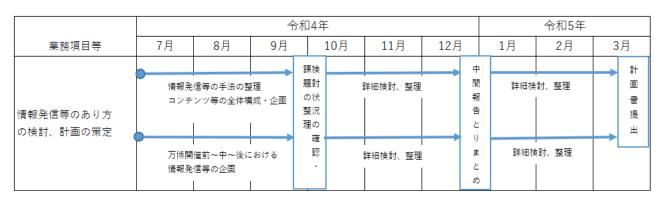
なお、業務内容については、基本的事項を示したものであり、本プロポーザルの実施により決定した 受託者と企画提案等を調整した上で確定する。

- (1) ターゲット(国内外を含めた一般市民、企業、患者・家族、医療関係者等)へ効果的な訴求を図るための情報発信等の手法の整理
- (2) コンテンツ等(※)の全体構成・企画 ※映像コンテンツ、イベントをはじめ、企業やアカデミア、医療機関等と連携した双方向のコミュニケーション等

下記①②については、関係機関等と連携し、意見や考えを採り入れながら企画すること。

- ① コンテンツ等の全体構成
- ② 全体構成に基づいたコンテンツ等の主要テーマの設定、テーマ別コンテンツ等の企画
- ③ ①②に基づくコンテンツ等の制作にかかる概算費用
- (3) 万博開催前~中~後における情報発信等の企画
  - ①万博開催前~中~後の各段階における情報発信等の実施内容
    - ・万博開催前~中~後の各段階において、実施により期待できる効果を検討すること
    - ・万博開催前の機運醸成や万博開催後の万博の理念継承につながるよう企画・検討すること
  - ②万博開催中における万博との連携方策
    - ・拠点へ多くの人が立ち寄り、拠点や再生医療等の認知度や関心度が向上するような連携方策に ついて検討すること

### 【参考】本事業の進め方イメージ



# 3 提案を求める事項

- (1)情報発信等のあり方の検討
  - ・ターゲットへ効果的な訴求を図るための情報発信等の手法イメージについて提案すること
  - ・コンテンツ等の全体構成・企画について、どのように進めていくのか提案すること
  - ・万博開催前から開催中、さらには開催後の各段階における情報発信等の企画についてどのように 進めていくのか、提案すること。また、万博開催中における万博との連携方策についてどのよう に検討を進めていくのか、連携の方向性や期待できる効果、想定する交渉相手等も含めて提案す ること
- (2) (1) の推進体制の構築及び関係機関等との調整・対応
  - ・(1)を実施するにあたり、円滑かつ効果的に検討を進めるための推進体制について提案すること
  - ・関係機関等との調整・対応の進め方について提案すること
- (3) その他の取組み・方策
  - ・その他、本事業の趣旨・目的を踏まえ、効果的・効率的に実施するための取組み・方策について、効果的・効率的であると言える根拠とあわせて提案すること
- (4)業務の実施体制・スケジュール
  - ・提案業務の実施体制を詳細に示すこと
  - ・本業務を受託するにあたっての提案事業者の強みを示すこと(関係機関・企業ネットワーク、 類似の事業実績、専門知識や経験、能力等に精通したスタッフの有無など)
  - ・本業務について、契約締結時期(7月初旬頃を想定)から令和5年3月末までの想定スケ

#### ジュールを詳細に示すこと

#### 4 業務実施に関する基本的事項等

業務を確実かつ効果的に実施できる適切な人員体制を確保すること。また、事業担当者への指導・助言、マネジメントを行う業務統括者を配置し、スケジュール・全体管理を適切に行うとともに、コンプライアンスや個人情報保護、守秘義務の遵守に関する管理を的確に行うこと。

なお、本事業の遂行にあたって受託事業者が行った業務の対応内容等に関する情報を蓄積し、定例 ミーティングを開催、大阪府と共有すること。

### 5 委託金額の上限

29,151,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

#### 6 委託事業の運営

受託事業者は、会計に関する諸記録を整備し、各会計年度終了後5年間保存するものとする。

#### 7 業務に関する報告

受託事業者は、契約締結後、速やかに事業実施計画を提出するとともに、毎月、委託事業の実施状況を書面または口頭により、大阪府に報告すること。なお、進捗状況が思わしくない場合、仕様書の業務内容が達成できるよう、大阪府が業務実施計画の見直しを求めることに対応すること。

12月下旬に中間報告書をとりまとめること。また、事業期間終了後、ただちに計画書、業務完了報告書、及び収支内訳の内容がわかる書類を大阪府に提出すること。

# 【提出期限】

(1)中間報告書:12月下旬

※具体的な日程は発注者と協議の上、決定

(2)計画書 : 令和5年3月31日(3)業務完了報告書 : 令和5年3月31日ア. 報告書(紙製本:ファイル形式)…2部

イ. 関連するデジタルデータ ··· 2 部 (CD-R)

#### 8 委託事業の一般原則等

- (1)業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう万全の注意を払うこと。また、他の機関等に応募者の個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続により行うとともに、当該機関等との間で個人情報の保護に関する取り決めを交わすなど、適切な措置を講じること。
- (2)業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけること。
- (3) 本事業の実施で得られた成果、情報(個人情報を含む)等については大阪府に帰属する。
- (4) 事業の再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は大阪府と協議するとともにその決定に従う。

### 9 その他

- (1) 委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、大阪府と受託事業者で協議の上、業務を遂行すること。
- (2) 企画提案及び契約手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (3)業務の実施にあたっては、効果的に成果をあげるため、大阪府と十分協議を行いながら進めること。また、本事業に必要な関係者との調整を行うこと。
- (4) 受託事業者は、成果品に使用するすべてのものについて、かならず著作権等の了承を得て利用すること。
- (5)納品が必要なものについて、納品日及び納品形式は別途協議し、納品場所は大阪府の指定する場所とする。
- (6) 報告書等の著作権(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む)は、大阪府に譲渡するものとし、作成者は著作権人格権を行使しないこと。

# 【参考】ロードマップ

